

第12回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和5年1月5日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和5年1月5日 午前10時12分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	眞下繁美			
2	高橋昭彦	○		
3	都丸正隆			
4	齊藤由香	○		
5	鳥山孝子			
6	廣瀬 淳			
7	岸 正二			
8	田中修之	○		
9	欠員			
10	青木明雄	○		
11	内山繁司	○		
12	奈良嘉祐	○		
13	齊藤美保			
14	角田壽一	○		
15	飯塚敬子	○		
16	野村 隆	○		
17	青木洋一			
18	石田玉枝			
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋藤光男			農地利用最適化推進委員委員長
	岩崎雅信			農地利用最適化推進委員副委員長
	阿部正雄			農地利用最適化推進委員班長
	諸田好真			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員 議席 8番 田中 修之 委員
議席 10番 青木 明雄 委員

議事参与が制限された委員数 2人 傍聴人数 0人

委員以外の出席者 事務局長 千木良 典行
副事務局長 (農業振興係長) 小野 宏仲
統括主幹 (農地調整係長) 吉田 徳之
主 事 奥山 早紀

会 議 の 顛 末
開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。
新年、明けましておめでとうございます。
昨年中は、3年ぶりの農業委員会全体視察研修も無事開催することができ、大変お世話になりました。本年もよろしくお願いいたします。
今回の総会からは、新型コロナウイルス感染症が、第8波ということで感染拡大していることから、運営委員会において協議し、縮小体制で行うこととなりました。よろしくお願いいたします。
それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を努めていただき、議事進行をお願いします。

議 長

改めまして、明けましておめでとうございます。
新年早々でございますけれども、コロナの拡大が一層進んでおりますので、縮小体制ということで皆様にご案内したところ、多忙なところご出席いただきましてありがとうございます。それでは、会議を始めさせていただきます。始まる前に毎度のことですけれども、ご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。
それでは、令和4年度第12回渋川市農業委員会総会を開会いたします。
皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、必要最低限の出席をお願いしたところでございます。
このことにより、ただいまの出席委員は18人中10人で会議は成立しました。
皆様にお話ししておくのですけれども、休まれてしまうと正直な話、過半数の10人に満たなくなってしまうと思います。無理は必要ないのですが、事前に委任状等を提出いただき、総会を成立させていただくようなご協力をさらにお願います。
それでは、早速ですが議事に入ります。
まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定いたします。
続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。
議事録署名委員に、議席番号8番、田中修之委員、議席番号10番、青木明雄委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、田中修之委員と青木明雄委員に決定いたしました。
続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定（競売農地）についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定（競売農地）についてをご説明いたします。
以降は、着座にて説明させていただきます。
報告書の1ページをお願いします。
農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたのでご報告いたします。
本件につきましては、令和4年10月5日開催の第9回総会の議案第5号で記載の1件についてご議決をいただきました競売農地の買受適格証明願（農地法第5条該当）に関係する一連の案件です。
前橋地方裁判所が、令和4年11月22日執行しました競売の結果、許可番号5の126番に記載のある者が落札しましたことにより、農地法第5条の規定による許可申請がありました。
つきましては、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、令和4年12月2日に許可指令書を関係者へ交付いたしましたので報告するものであります。
以上で報告第1号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。
報告書の3ページをお願いします。
農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。
この度の届出は、3ページに記載の番号1番から3番の3件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。
以上で報告第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

14 番 はい。14番、角田。

議 長 14番、角田委員。

14 番 第18条第6項だと、栽培している耕作の関係で解約ということになるんだろうと思いますけれども、賃貸借契約をした日が定かではないということで、時代背景、これから先このような例があがってくるのではないかと思いますね。要するに、利用権設定してないんだけども作っていたという人が、いらなくなったということでお返ししますということで、こういう例が増えると思うのですが、その辺対策等できないものか。改めて確認というか承知しておかないと、耕作されないような土地や耕作放棄地が増えると思う。

議 長 賃貸借設定の契約日が「年月日不詳」ということで、聞きたいということですか。

14 番 　　いつこの耕作をやめるといのが全然分からなくなっちゃうわけですよね。親の代々、そういう時代に作ってください、となって始まったことだと思うんですよ。利用権設定も何も無いんじゃないですか。そういう土地が結構あると思うんですよ。それは当然、耕作放棄地になるのが目に見えている。その辺をうまく先に回ってフォローをしていただかないと耕作放棄地になる懸念があると思います。

議 長 　　それは、当事者のことなんで。

14 番 　　第6項は借地を解約、作付けしませんからお返ししますということだと思いますけど、貸付年月日もどのへんから始まったんだか分からないということなので、そこをしっかりフォローしたい。

事務局 　　はい、議長。農地調整係長。

議 長 　　はい、農地調整係長。

事務局 　　着座にて説明させていただきます。

先ほど委員さんからお話がありました遊休農地の懸念ということですが、貸付借がある土地、無い土地に関わらず、推進委員さんの皆さんに状況調査をしていただいております。その結果、遊休農地であれば、推進委員さんに直接訪問していただくか、または、こちらで郵送にて「今後どうにしていきますか」と意向調査をかけている状況です。それによって、初めて、永小作の場合は貸付けがついているんだなと初めて承知する方もいらっしゃいます。そういったケースについては、問合せがあった時にこちらの方で「こういう状況です」という説明はできると思います。また、意向調査の中で「今後どうにしていきますか」と意向を確認しながら、遊休農地を減らしていきけるような形で、農業委員さんと推進委員さんご協力のもとにこれからも活動していけたらと考えております。よろしく願いいたします。

議 長 　　よろしいですか。

14 番 　　はい。

議 長 　　続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。
報告書の5ページをお願いします。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。
この度の届出は、5ページから9ページに記載の番号1番から14番の14件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。
また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。
以上で報告第3号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。
それでは、渋川、伊香保地区を青木明雄第1班長、子持、赤城、北橘地区を齊藤由香第1班長より報告をお願いします。
最初に青木第1班長、お願いします。

10 番 着座にて説明させていただきます。令和4年12月27日に実施しました、第1班、渋川、伊香保地区の現地調査報告をいたします。
参加者は、田中委員と、私、青木。事務局は、小野副事務局長、中嶋主任の計4名で実施しました。
渋川地区の今回の許可申請は、第5条による申請が5件でありました。
それでは、議案書に沿って報告いたします。
なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。
5条申請であります。5ページをご覧ください。
申請番号5の1番の現地は、東は道路と山林、西は道路と一体利用する山林、南は山林、北は道路となっています。申請地は、問題ないと思われま

申請番号5の2番の現地は、東と西は道路、南は宅地、北は畑となっています。申請地は、問題ないと思われま

す。申請番号5の3番の現地は、東と南と北は田、西は道路となっています。申請地は、問題ないと思われま

す。6ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東は道路、西と南と北は宅地となっています。申請地は、問題ないと思われま

す。申請番号5の5番の現地は、東と西と南と北は一体利用する山林となっています。申請地は、問題ないと思われま

す。なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま

す。以上で第1班、渋川、伊香保地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、齊藤第1班長、お願いします。

4番

着座にて説明させていただきます。令和4年12月27日、火曜日に実施しました、第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、内山委員、奈良委員、事務局は、吉田係長、奥山主事と、私、齊藤の計5名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第5条による申請が5件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

5条申請であります。6ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東と西と北は道路、南は畑となっています。申請地は、問題ないと思われま

す。7ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東は畑と雑種地、西は宅地と一体利用する同月申請されている申請番号5の8番の申請地、南は畑、北は道路となっています。申請地は、問題ないと思われま

す。申請番号5の8番の現地は、東は一体利用する同月申請されている申請番号5の7番の申請地、西と南は畑、北は宅地となっています。申請地は、問題ないと思われま

す。申請番号5の9番の現地は、東と北は宅地、西と南は道路となっています。申請地は、問題ないと思われま

す。8ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東と北は宅地、西は畑、南は道路となっています。申請地は、問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程、第7、協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定についてを議題とし意見の決定を求めます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

着座にて説明させていただきます。

ただいまご上程いただきました、地籍調査における農地に関する地目認定について、ご説明いたします。

協議書の1ページをお願いいたします。

協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定について、次のとおり、協議があったので意見の決定を、総会にお願いするものです。

なお、詳細につきましては、土木管理課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長

それでは、土木管理課の担当職員お願いします。

土木管理
課

はい。土木管理課の林です。

はじめに、地籍調査事業の概要について、説明させていただきます。

地籍調査とは、国土調査法で定められた国土の開発及び保全、並びにその利用の高度化を資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的、かつ総合的に調査することを目的とした

調査であり、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに、境界及び地籍に関する調査を行い、その結果を基に、地図及び簿冊を作成することになります。

渋川市では令和3年度から2箇年にわたり、渋川市赤城町津久田地内の一部を津久田Ⅳ地区として、現地調査及び測量を実施しております。

津久田Ⅳ地区は、調査面積0.14平方キロメートル、468筆を調査いたしました。

それでは、お手持ちの協議書についてご説明いたします。

協議書の2ページ目をご覧ください。

今回追加となる渋川市赤城町津久田字卒立841番については、当初の予定では周辺の筆と境界が確定できず、筆界未定地として対応予定でしたが、その後境界の確定が出来たため、地目の確認が出来たことによる追加の協議となります。

表頭の左から、土地の所在、所有者住所、所有者名、調査前及び調査後の地目になります。

簡単ですが、私からの説明は以上となります。

議 長

説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定については、主管課において地目変更登記の手続きを行うことにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり決定することにいたしました。
続きまして、議事日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（保留分）を議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号3の1番保留分の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申

請（保留分）につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（保留分）、次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番保留分は、12月8日の総会にお諮りし、農地法第3条第1項の規定による許可をするには、同法第3条第2項第1号において、譲受人又は世帯員等の農地の全てについて耕作を行うと認められることが定められておりますが、譲受人が保有している農地において、未届けの倉庫が設置されていることから指導したところ、是正することによってであったため、保留とした案件です。

令和4年12月22日事務局にて、当該地を確認したところ、倉庫は撤去されており、必要な是正はされていることから、農地の全てについて耕作を行うと認められますので、再議をお願いするものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきまして、は記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請（保留分）の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番保留分について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番保留分の1件については、許可することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、申請番号3の1番保留分の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号3の1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から5番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、農業経営規模拡大のための申請となります。受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番の1件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第2号、申請番号3の1番の1件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号3の1番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から10番の10件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の5ページから8ページ関連です。議案書5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から10番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農用地域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の3番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

6ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請事由であります特定建築条件付売買予定地での許可申請は、本市では初めてとなりますので、概要を説明させていただきます。

農地法において、住宅用の土地については住宅が建設されることの確実性から、都市計画法の用途地域以外の土地では、住宅用の土地の造成のみを目的とした転用は認められておりません。

しかしながら、特定建築条件付売買予定地として転用許可を受けた場合については、転用許可事業者が宅地造成後の土地を売買し、土地購入者が一定条件のもと住宅を建設するものとなり、万が一、土地購入者が条件を履行できなかった場合は、売買契約は解除となり、また、全ての土地を販売できず残った土地がある場合については、転用許可事業者が自ら住宅を建設するもので、住宅の建設が担保されたものとなります。

続きまして、申請番号5の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の6番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

7ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、子持行政センターから約100メートルのところ

に位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の8番は、子持行政センターから約100メートルのところ
に位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われ
ます。

申請番号5の9番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘ
クタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま
す。

8ページをお願いいたします。

申請番号5の10番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10
ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま
す。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から10番の10件につ
いて審議します。質疑のある方はお願いします。

14 番 はい。14番、角田。

議 長 14番、角田委員。

14 番 5の4番について今ご説明いただいたんですけれども、特定建築条件
付売買予定地というのは、要するに住宅を建てなければならないとい
うような徹底条件、すなわち住宅を建てればそれで要件は全て満たさ
れるという捉え方でいいんですか。初めて、建築条件付きというのを
目にするので、もう少し分かりやすく聞かせていただければと思いま
す。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 この制度が始まったのが、分譲だけをして土地を売って家が建たな
いということが散見されたということから、農政局の方で新たな制度
を立ち上げたというような状況だと聞いております。そのため、今回
は家が確実に建てば、この条件を適用できるよというものになります
ので、条件とすると、簡単に説明させてもらおうと必ず家を建ててくだ
さいといった状況になります。なので、家が建たなかった場合につい

ては、転用許可事業者、よくあるのは不動産業者さんが万が一売れ残っちゃったり、土地を売った人が家を建てなかった場合は、その契約を解除して、不動産業者が必ず家を建ててください、といった制度になります。

14 番 田舎の方でも、耕作していなくて売地の看板が立ってて、多分不動産屋さんか地主さんがやられていることだとは思いますが、耕作しないんだったら、住宅目的狙っていると思うんですけども、最近やけに売地の看板が目につく。やっぱりそういうところが先々分譲で建ててくれるのは結構なことだけれども、不動産屋さん大変でしょうし、結果建ててもらえるような方向でいければと思います。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。ほかにありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第3号、申請番号5の1番から10番の10件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の1番から10番の10件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。

議案書の9ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。今回の計画決定に伴う対象農地について

は、渋川地区・北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和5年2月1日を予定しております。

計画概要につきましては、9ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が14人、借受人が10人、筆数が30筆、面積が3万9204.29平方メートルです。

この個別の内訳は、10ページから11ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、利用権設定総括表、番号27番の1件について審議しますので関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員 退席)

議 長

それでは、番号27番の1件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
番号27番の1件については、議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号27番の1件については、承認することに決しました。それでは、退席している委員は席にお戻りください

(関係委員 着席)

議 長

続きまして、番号30番の1件について審議しますので、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員 退席)

議 長 それでは、番号30番の1件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
番号30番の1件については、議案のとおり認めることでご異議ござ
いませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号30番の1件については、承認することに決し
ました。それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員 着席)

議 長 続きまして、番号27番及び30番を除く、番号1番から30番の28件に
ついて審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
番号27番及び30番の2件を除く、番号1番から30番の28件については、
議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号27番から30番の2件を除く、番号1番から30番
の28件については、承認することに決しました。
以上をもちまして、第11回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時12分>